様式（第十条関係）（平19法省令57・全改）

表　　面

第　　号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第12条第２項の証明書

写

真

職　　名

氏　　名

生　年　月　日　　年　　月　　日生

発　　行　　日　　年　　月　　日

有　効　期　限　　年　　月　　日まで

上記の者は，法務省の職員であることを証明する。

法務大臣　　㊞

裏　　面

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）抜すい

第12条（報告及び検査）　法務大臣は，登記情報提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは，指定法人に対し，当該業務の状況に関し必要な報告を求め，又はその職員に，指定法人の事務所に立ち入り，業務の状況若しくは設備，帳簿，書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第15条（罰則）　次の各号の一に該当するときは，その違反行為をした指定法人の役員又は職員は，30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第12条第１項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又は同項の規定による検査を拒み，妨げ，若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず，若しくは虚偽の陳述をしたとき。

２　指定法人の役員又は職員が指定法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，指定法人に対しても，同項の刑を科する。

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成12年法務省令第28号）抜すい

第10条（身分を示す証明書）　法第12条第２項の証明書は，別添様式によるものとする。